省令

○農林水産省・国土交通省令第二号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第五条第一項第五号の規定に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎
国土交通大臣　中野　洋昌

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の一部を改正する省令

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事） **第八条**　令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（これらの規定を同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（これらの規定を同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病（同法第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事 四～十　（略）	（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事） **第八条**　令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事 四～十　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法規的告示

○農林水産省告示第千三百二十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、地鶏肉の日本農林規格（平成十一年農林水産省告示第八百四十四号）（ＪＡＳ　〇八四四）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年十月二日から施行する。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百二十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第千四百九号）の一部を次のように改正し、令和七年十月二日から施行する。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百二十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十七条（同令第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地鶏肉についての小分け業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第千四百十号）の一部を次のように改正し、令和七年十月二日から施行する。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千三百三十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十三条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地鶏肉の生産行程についての検査方法（平成十二年農林水産省告示第千四百十一号）の一部を次のように改正し、令和七年十月二日から施行する。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○法務省告示第百十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年九月二日

法務大臣　鈴木　馨祐

京都地方法務局所属　　宮地佐都季
名古屋法務局所属　　金山　陽一

○外務省告示第三百二十三号

令和七年七月三十日にアビジャンで、円借款の供与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の平成三十年十二月十七日付けの交換公文に従ってコートジボワール共和国政府に供与されることになったアビジャン三交差点建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がコートジボワール共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、コートジボワール共和国政府との間に行われた。

令和七年九月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第三百二十四号

令和七年八月五日にブラザビルで、技術協力及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業に関する日本国政府とコンゴ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

令和七年九月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

技術協力及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業に関する日本国政府とコンゴ共和国政府との間の協定

日本国政府及びコンゴ共和国政府は、

両国間に存在する友好関係を技術協力及び独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）によって実施されるＪＩＣＡ海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）の活動の促進により一層強化することを希望し、